

東京都大田区 端末整備・更新計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
① 児童生徒数	40,304	40,000	40,000	40,000	40,000
② 予備機を含む整備上限台数 (予備機を含む)	46,349	46,000	0	0	0
③ 整備台数(予備機除く)	0	40,000	0	0	0
④ ③のうち、 基金事業によるもの	0	40,000	0	0	0
⑤ 累積更新率	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
⑥ 予備機整備台数	0	6,000	0	0	0
⑦ ⑥のうち、 基金事業によるもの	0	6,000	0	0	0
⑧ 予備機整備率	#DIV/0!	15.0%	15.0%	15.0%	15.0%

※①～⑧は未到来年度等にあつては推定値を記入する。

(端末の整備・更新の考え方)

区内全小中学校へ貸与している児童生徒用タブレット端末は、令和7年度中にリース期間満了と保証期限切れを迎える。加えて、経年劣化にともなう端末の故障破損率が年々遡増しており、安定供給体制の継続が困難な状況となっている。

よつて、令和7年度に端末の一斉更改を実施することが、必須であるとする。更改する端末にあつては、軽量性と堅牢性を重視し、加えて端末カバーの同時調達や充実したメーカー保証対応の継続整備をすることで、故障破損対策と安定供給体制の実現を達成する。

※現在調達している端末(第1期GIGA)の一人1台整備完了時期は以下。なお、学校種別により整備完了時期が異なるが、上記のとおり、すべての端末において令和7年度中の同時期にリース満了を迎える等の理由により一斉更新を実施する。

小学校：令和3年2月、中学校：令和3年5月

(更新対象端末のリース、リサイクル、処分について)

○対象台数：46,140台

※調達している端末はすべてリース事業による調達となる。

以降、リース満了時における取り扱いに読み替えて記載する。

○処分方法

- ・使用済端末を公共施設や福祉施設など地域で再利用：-台
- ・小型家電リサイクル法の認定事業者に再使用・再資源化を委託：-台
- ・資源有効利用促進法の製造事業者に再使用・再資源化を委託：-台
- ・その他(リース会社に返還する)：46,140台

○端末のデータの消去方法 ※いずれかに○を付ける。

- ・自治体の職員が行う
- ・処分事業者へ委託する ※リース会社においてデータの消去を行う

○スケジュール(予定)

- 令和-年-月 リース契約において処分(返還)事業者 契約締結済
- 令和8年2月 新規購入(リース)端末の使用開始
- 令和8年2月以降 使用済端末の事業者への引き渡し

○その他特記事項

(「⑤ 累積更新率」が令和10年度までに100%に達しない場合は、その理由)